

平成27年度第1回平川市総合教育会議議事録

1 日 時 平成27年11月5日(木) 午後1時30分～午後2時00分

2 場 所 平川市役所3階応接室

3 出席者

(1) 市長 長尾 忠行

(2) 教育委員

委員長 内山 浩子

委員長職務代理者 工藤 甚三

委員 佐々木 幸子

委員 葛西 万博

委員 駒井 優子

委員(教育長) 柴田 正人

4 事務局

(1) 教育委員会

事務局長 小林 留美子

学校教育課長 大湯 幸男

学校教育課長補佐 小田桐 農夫吉

(2) 総務部

総務部長 鳴海 和正

総務部総務課長 白戸 照夫

5 会議の次第

(1) 開会

(2) 挨拶

- ・市長挨拶
- ・教育委員長挨拶

(3) 議事

- ・平川市総合教育会議の運営について
- ・平川市教育大綱について

(4) 閉会

6 会議の概要

総務課長 ただいまから第1回平川市総合教育会議を開催させていただきます。会議に先立ち

まして、長尾市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

本日はご多忙の中、第1回平川市総合教育会議にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

また、内山教育委員長をはじめ、教育委員の皆様におかれましては本市の教育行政振興のためご尽力いただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、ご承知のように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、市長と教育委員会の十分な意思疎通の基、市の教育課題や目標を共有しながら、連携して施策を推進して行くため、総合教育会議を設置することとされました。教育委員の皆様には、これまでも市政運営の各般にご協力をいただき、様々な場面でお会いしているところでもありますけれど、総合教育会議で、皆さんと忌憚なく意見交換ができますことは大変意義深く、大変楽しみに思う次第であります。

皆様と連携しながら、平川市の教育をますます充実させ、子ども達の元気と夢を育むとともに住みよいまちづくりをさらに進めて参りたいと考えております。

今後とも、総合教育会議が、本市のより良い教育行政運営の礎となりますよう、私も全力をあげて取り組んで参りますので、内山教育委員長をはじめ、教育委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

総務課長

続きまして、内山教育委員長よりごあいさつをお願いいたします。

内山委員長

教育委員会を代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より長尾市長におかれましては、平川市の教育行政に対しまして格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

教育を取り巻く環境は、社会情勢、少子高齢化を始め情報化の進展等大変目まぐるしい変化を遂げております。

このような状況にありまして、児童、生徒が自ら人生を切り開いて生き抜いていく力を付けるため、学校教育の果たす役割は益々大きくなるものと考えております。教育委員会の仕事というものを考えると本当に責任は重いと考えます。

今回、総合教育会議を開催することによりまして、長尾市長と教育委員会が連携を図りながら教育行政を進めて行くことが、今後益々重要になってくると考えます。

これからは、この総合教育会議の場で、平川市の教育全般について、特に児童、生徒達のために何が出来るか等方向性を共有し、より良い教育行政に取り組み、平川市が目ざす心豊かな未来に向かう人づくり、特に知・得・体の調和のとれた人間性豊かなきらめく児童、生徒の育成に努めて参りたいと考えております。

総務課長

議事に入る前にお願いがございます。本会議は、公開することとなっております。また、市のホームページで議事録を公表したいと考えておりますので、ご了承願います。

なお、総合教育会議の運営は、総合教育会議が定めることとなっております。本日の議事であります「平川市総合教育会議の運営について」の中の「平川市総合教育会議運営要綱」で定めることとなりますので、要綱が定められるまで、事務局で進行させていただきます。

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議事の1「平川市総合教育会議の運営について」、事務局から説明いたします。

学校教育課長

それでは、平川市総合教育会議運営要綱案について、ご説明いたします。

第1条は、会議設置の趣旨を定めています。第2条は、会議における協議事項として3項目定めております。第3条は、組織の構成員を定めております。第4条は、会議の招集ですが、市長が招集することとなっております。ただし、教育委員会から会議の招集を求めることが出来ることを第2項に規定しています。また、第3項で議長は、市長をもって充てるものとしています。第5条は、協議を行うに当たり関係者等から意見聴取出来ることを規定しています。第6条は、会議は公開することを規定しています。ただし、会議の公正が害されると認められた場合などには非公開とすることが出来ることと規定しています。第7条は、議事録を公表すると規定していますが、非公開の部分を除いて市のホームページで公開すると規定しております。第8条では、調整結果の尊重について規定しております。第9条では、庶務、事務局について規定しております。最後の第10条は、会議運営の必要事項は、会議において定めることとしております。

以上、説明を終わります。

総務課長

ただいま、説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

総務課長

特にご意見・ご質問がないようであれば、「平川市総合教育会議の運営について」は、調整されたこととしてよろしいでしょうか。

(はいの声有)

総務課長

それでは、「平川市総合教育会議の運営について」は、調整されたものといたします。

ただいま調整されました平川市総合教育会議設置要綱第4条第3項において「会議の議長は、市長をもって充てる。」とありますので、ここからの進行は、長尾市長にお願いいたします。

市長

それでは、ただいま決定しました要綱の第4条第3項の規定によりまして議事を進行させていただきます。皆様のご協力を得まして、円滑に議事を進行して参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議事の2「平川市教育大綱について」、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱については、地方公共団体の長が地域の実情に応じて定めることとされております。また、策定に当たりましては、総合教育会議の場で協議することとされております。

大綱の内容ですが、法律上明確な定めはありませんが、地方公共団体の教育施策の目標、施策の根本となる方針を定めるものであるとご理解願います。

平川市では、市政運営の指針であり、平川市の基盤作りのため、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念とし、平川市長期総合プランを策定しております。

この中で教育に関する基本的な方針が定められております。

平川市長期総合プランにおける将来像として、「個性が尊重され、ひとがきらめくまち」とあり、その基本目標として「こころ豊かな、未来へ向かうひとづくり」がありますが、ここが教育部門となります。また、この中で「夢いっぱい子どもたちの育成」「いきいきはつらつ生涯学習の推進」「元気はつらつ生涯スポーツの推進」「こころ豊かに芸術文化の振興」という4つの個別目標が掲げられております。

また、平川市長期総合プラン後期基本計画では、各個別目標ごとに「現状と課題」「基本方針」「主要施策の体系と方向」がきめ細かに定められております。

このことから、教育大綱につきましては、平川市長期総合プラン後期基本計画と同一内容であると考えられます。

従いまして、平川市長期総合プラン後期基本計画を以て「教育大綱」に代えるということをご理解願います。

また、計画の期間ですが、平川市長期総合プラン後期基本計画の期間が平成24年度から平成28年度までとなっております。このことから平成29年度には新しい計画を策定することになりますので、今後、長期総合計画を策定するときは、総合教育会議におきまして十分協議・調整を尽くしていただきまして策定したいと考えております。

以上、教育大綱の考え方ということでご説明いたしました。

市長

ただいま、事務局から説明がありましたが、大綱の内容についてご意見、ご質問があればお願いします。

教育長

平川市長期総合プランは、平川市が策定する全ての計画の最上位に位置づけられるものであり、このプランに基づき、それぞれの分野別計画の方向付けがなされております。

平川市長期総合プランは、平成19年度から平成28年度までであり、現在、後期の平成24年度から平成28年度に当たっております。教育委員会では、このプランに基づいて、毎年、「平川市の教育」を作成し、教育目標を始め、各種主要施策の実現に向けた取組を進めており、「平川市長期総合プラン」と「平川市の教育」の整合性は図られているものと考えております。

国では、地方公共団体の総合計画、平川市では平川市長期総合プランに当たりますが、その中の教育施策部門を大綱に位置付けることは可能であるとの見解を示されていることから、平川市においては、「平川市長期総合プラン後期基本計画」の教育施策部分を大綱に代えることとして良いと考えております。

市長

他にご意見・ご発言はございませんか。

内山委員長

教育長も話されましたが、平川市長期総合プランには教育委員会として考えられる課題等が全部網羅されていると思います。

したがって、平川市長期総合プラン後期基本計画をもって大綱に代えてもいいのではと思います。

市長

他にご意見・ご発言はございませんか。

佐々木委員

教育長、委員長が話されたとおり、全ての事柄が長期総合プラン後期基本計画に網羅されていますので、これを大綱に代えることでよろしいと思います。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

駒井委員 指導課や他の課で行っていることをいろいろ拝見させていただいてますが、いろいろな分野で纏まっていますので、平川市長期総合プラン後期基本計画を大綱に代えてよろしいと思います。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

工藤委員 事務局からの説明、また、教育長、委員長、他の委員の方の意見を拝聴しました。私としても特に大綱として新たに策定しなくてもいいと、この平川市長期総合プランの中に示されている内容は、平川市が教育を進めていく上で子ども達に十分配慮した内容が盛りされているということもありますので、十分内容を満たすことが出来るものと思っておりますので異議ありません。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

葛西委員 私も皆さんと同じ意見です。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

市長 他にご意見・ご質問がないようですので、「平川市教育大綱について」は、長期総合プラン後期基本計画に代えることで調整されたことにしたいと思います。

なお、長期総合プランは平成28年度までですので、それ以降につきましては、教育総合会議の場で議論させていただきながら、次のプランの策定に繋げて行ければと思います。

市長 これで議事は、全て終了したことになります。

教育委員の皆様からは、たくさんご発言をいただき、ありがとうございました。

今後は、この総合教育会議を開催していく中で、私どもと教育委員会が一体となって対話をし、議論を深め、これまで以上に、教育行政の方向性を共有し、又は協力しながら、様々な施策を推進して行くことが出来るものと期待しております。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。